

参考 1 公園の遊具の認証マーク

公園の遊具には、一般社団法人日本公園施設業協会により「遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014」に基づき、同協会が認定している品質・安全性をベースとした認証マークがあります。利用する際は参考にしましょう。

<p>SPマーク</p> 	<p>SP（セーフティプロダクト）マークは、一般社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が定めた基準に準拠していることを示しています。公園の遊具については、以下が基準となります。</p> <p>遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014</p>
<p>点検済シール</p> 	<p>定期点検（年に1回以上。目視診断・触手診断・聴音診断・打音診断・揺動診断、あるいはJPFA検査器具や測定機器などを使用して行う点検。）や精密点検が「SP表示認定企業」にて実施され、劣化に関して健全であり、かつJPFA-SP-S:2014に関して適合していると認められた遊具に貼付されます。</p>

参考2 公園の遊具を安全に使うためのパンフレット

一般社団法人日本公園施設業協会によって、遊具と遊び場に関わる事故を軽減することを目的として、幼児を見守り指導する保育者と保護者などのために、パンフレット（テキスト）が制作されています。遊ぶ前の注意事項、遊ぶ時の心得や万が一事故が起こった時の対応などを、確認しておきましょう。

仲良く遊ぼう安全に(幼児編)

【対象者】 <http://www.jpfa.or.jp/download/pdf/20150724001.pdf>
 幼児・幼児の保護者、幼稚園・保育園の先生、小学校の先生、公園の管理者、子ども会の役員方々など

3歳 6歳 10歳 Take care of a little child.
 3歳 6歳 10歳の幼児には大人が必ず付き添って下さい

目次 INDEX

大人のページ

- SPマーク・年齢表示シール・注意シール ①
- 目的と性格 ②
- 遊ぶ前の注意事項 ⑤
- 遊ぶ時に心得ておくこと ⑦
- 事故が起きたらなど ⑧

こどものページ

- あそぶときの ふくそう ⑨
- あてんきは? ⑨
- けがを したときは ⑩
- じこに 落ちたときは ⑩
- ながよく あそぼう ⑩
- まもろう ⑩
- ゆつくて あそぶときの ちやうだい ⑪

おわりに ⑮

はじめに
 幼児の保護者と保護者のためのパンフレット
 このパンフレットは、遊具と遊び場の安全を確保することも目的に、幼児を見守り指導する保育者と保護者のために、一般社団法人日本公園施設業協会が制作したものです。制作にあたっては、遊具の安全確保と遊具の適切な使用、入念な事前チェック、遊具の定期的な点検・保守を行います。
 パンフレットは施設が遊具の安全確保に役立てていただき、フォローして保護者や利用者様にご案内いただき、お母さんやお父さんにも読んでいただきます。このパンフレットが広く活用されることにより、子どもたちの遊びがより楽しく安全に行われることを期待いたします。
 一般社団法人日本公園施設業協会 発行 2015年

仲良く遊ぼう安全に(児童編)

【対象者】 <http://www.jpfa.or.jp/nakayoku/pdf/jido.pdf>
 児童・児童の保護者、小学校の先生、公園の管理者、子ども会の役員方々など

なかよく あそぶ あんぜん
 仲良く遊ぼう安全に
 ～学校の先生方と保護者のために～

児童編

目次 INDEX

- 目的と性格 Page.1 ①
- 遊ぶ前に Page.4 ②
- 代表的な遊具での注意事項 Page.6 ③
- 子どもが心得ておくこと Page.10 ④
- 事件・事故が起きたらなど Page.11 ⑤
- おわりに Page.12

参考3 商業施設内キッズプレイランド安全10ヶ条

一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）によって、商業施設¹³におけるキッズプレイランドの設計、製造、運営、管理等を行う事業者向けに、遊具と遊び場に関わる事故を軽減することを目的とした10ヶ条が公開されています。

遊具の適切な遊び方を利用者及び保護者に分かりやすく掲示することも規定されています。商業施設におけるプレイランドの遊具で遊ぶときには、口頭での説明を含めて掲示されている遊び方や危険・禁止行為などを確認するようにしましょう。

URL : http://www.jipsa.org/pdf/SC_SafetyManagement10rules.pdf

¹³ ショッピングセンター、家電量販店、書店、飲食店、コンビニエンスストア、遊園地、テーマパークが主な対象となっています。

参考 4 関係行政機関への要請

消安全 4 3 号

平成28年2月10日

各省庁消費者行政担当課長 殿

消費者庁消費者安全課長

遊戯施設における消費者安全について（依頼）

平素より、消費者安全行政の推進に当たっては格別の御理解、御協力を頂きましてありがとうございます。

（消費者委員会の建議について）

平成27年8月28日付けで消費者委員会から内閣府特命担当大臣（消費者）及び経済産業大臣宛てに「商業施設内の遊戯施設における消費者安全に関する建議」が出されました（別添1参照）。

同建議においては、様々な遊戯施設（飲食店、公園及び学校の遊戯施設等）で事故が発生していることから、これらの施設に係る事故情報の収集・活用するため、消費者庁が関係省庁と調整することが必要であり、また、消費者庁から関係省庁に対して事故情報を提供することが必要とされたところです。

（事故情報の収集・活用について）

遊戯施設に関する消費者事故等の情報については、消費者庁において、消費者安全法（平成21年法律第50号）及び医療機関ネットワーク事業等に基づき、事故情報を収集しております。今般、消費者庁において、収集した事故情報について、施設別・遊具別等に分析した結果を取りまとめましたので、情報提供いたします（別添2）。遊戯施設の事故防止に係るガイドライン等の一覧（別添3）、遊戯施設に関する事故情報が記載されているウェブサイトの一覧（別添4）と併せて、関係団体に周知し、遊戯施設の事故防止に活用いただきますようお願いいたします。

また、必要に応じて、事業者及び業界団体及び所管省庁が事故情報を共有し、再発防止の取組を推進いただきますようお願いいたします。合わせて、関係省庁において消費者事故等の情報を入手した場合には、消費者安全法に基づく消費者庁への通知の徹底をお願いいたします。

¹ 本事務連絡における「遊戯施設」は、消費者委員会の建議における定義に準じる。建議における「遊戯施設」とは、子どもが体を動かして遊ぶことを目的とした施設及び遊具を指す。具体的には、屋内遊戯施設（インドアプレイグラウンド）、複合アスレチック、エア遊具、ジャンピング遊具、ボールプール、ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、その他これらに類するものが該当する。なお、建築基準法（ジェットコースター等）、電気用品安全法（ゲームセンターの遊戯器具等）、消費生活用製品安全法（玩具等）が対象としている遊戯施設・遊具は含まない。

注）別添は省略。

(別添3)

<遊戯施設の事故防止に関するガイドライン等>

○国土交通省

- ・「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(平成26年6月)

http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ko_shisaku/kobetsu/yuugu.html

○一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会

<http://www.jipsa.org/>

- ・(エア遊具の)「安全運営の10ヶ条」(平成22年12月)
- ・「商業施設内キッズプレイランド安全10か条」(平成27年12月)

<遊戯施設の事故情報が記載されている主なウェブサイト>

- 事故情報データバンクシステム（消費者庁）

http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/

- 特定教育・保育施設等における事故情報データベース（内閣府）

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/outline/index.html#database>

- 学校事故事例検索データベース（独立行政法人日本スポーツ振興センター）

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/822/Default.aspx>

- キッズデザインの輪（経済産業省・独立行政法人産業技術総合研究所デジタル
ヒューマン工学研究センター）

- ・収集した事故データの検索（2006年11月～2013年3月までに収集された
22322件の事故データ）

<http://kd-wa-meti.com/statistics.html>

建議以降に消費者庁が収集した事故情報

(平成28年1月末まで)

場所	主な所管省庁	件数
公園・広場	国土交通省	41
幼稚園・保育園	文部科学省、厚生労働省	13
学校	文部科学省	10
商業施設	経済産業省	7